

# ドイツ未来指向的会計理論の源流

——未来指向的会計観の萌芽と生成——

郡 司 健

## 1. はじめに

アメリカ会計学会 (AAA) による「基礎的会計理論の表明 (ASOBAT)」の公表 (1966年) を契機として、会計の情報論的研究が活発になされるようになった<sup>(1)</sup>。これに呼応するかのごとく、1960年代のドイツ語圏においても貸借対照表論を中心に情報論的・意思決定論的観点からの会計理論の新たな展開が多く試みられた。このようないわゆる情報論的会計理論ないし情報会計論の一環をなし、その中心的な位置を占めるのは、経済的利益概念 (ökonomische Gewinnkonzeption) に基づく未来指向的会計理論 (zukunftsorientierte Bilanztheorie) である。これは経済理論とくに資本理論の所得概念に基づくところから、資本理論的貸借対照表論 (kapitaltheoretische Bilanztheorie) と呼ばれることもある。とはいえ、その未来指向的会計理論において、すべての理論が経済的利益概念に直截的に基礎をおくとは断言できない。そこにおいては、経済的利益概念への依拠の度合も諸説により濃淡さまざまであることも確かである<sup>(2)</sup>。

このような未来指向的会計理論はしかし、1960年代に入って突如提唱され

---

(1) AAA, *A Statement of Basic Accounting Theory*, AAA, 1966. 飯野利夫訳『アメリカ会計学会・基礎的会計理論』国元書房, 1969年。

たものではなく、その萌芽ないしアイデアはそれ以前にもすでに見いだされるところである。そこで本稿では、若干の論者の所説を手がかりに、未来指向的会計理論展開の根底にある未来指向的会計観ないし資本理論的貸借対照表観の萌芽と生成について考察してみたい。

## 2. 未来指向的会計観の萌芽

ザイヒト (G.Seicht) にしたがえば、未来指向的会計観とくに資本理論的貸借対照表観の萌芽は、19世紀のドイツにおける鉄道会社の定款に遡ることができる<sup>(3)</sup>。これに対し、ケーファー (K.Käfer) は、未来指向的会計観の萌芽を15世紀の中世イタリア商人の簿記における借方・貸方観ないし勘定観にまで遡ってこれを求める<sup>(4)</sup>。

今日、ドイツ語圏の簿記会計書は、借方を Soll(shall)、貸方を Haben(have) と称する。ところが、ケーファーにしたがえば、かつてのルカ・パチョーリ (Luca Pacioli) のズムマ (『算術・幾何・比及び比例全書』, “Summa de Arithmetica Geometria Proportioni et Proportionalita”, 1494.) にみられるような中世イタリア商人の簿記において、その左側は「与えるべし (deve dare)」すなわち Soll geben(shall give) と、またその右側は「受け取るべし (deve avere)」すなわち Soll haben(shall have) と呼ばれていた。さらに、16世紀および17世紀のドイツ語簿記教材では、左側は Soll、右側は Soll haben と呼ばれていた<sup>(5)</sup>。そこでは、左側の geben は脱落して

(2) これに関しては、次著等を参照されたい。拙著『企業情報会計』中央経済社、1984年、第1章～第7章。拙稿「ケーファー未来指向的貸借対照表観」『大阪学院大学商学論集』第15巻第3号、1989年。

(3) G. Seicht, *Die kapitaltheoretische Bilanz und die Entwicklung der Bilanztheorien*, Berlin, 1970, S. 513.

(4) K. Käfer, *Die Bilanz als Zukunftsrechnung*, 3Auffl., Zürich, 1976, S. 36ff.

(5) *Ebenda*, S. 36.

いるものの、左右両方とも未来指向的な名称が用いられていたことがわかる。そこにおいては、簿記にとって経過した事象が重要だったのではなく、そこから期待される将来の効果が重要であったことが明らかにされるのである<sup>(6)</sup>。

かくて、ケーファーは、イタリア商人が簿記の対象を未来指向的に理解していた慧眼を、複式簿記の方法的な独創性とともに賞賛する。まさに、イタリア商人は、「ある特定経済の歴史的な記録を行う者」ではなく、その記帳にあたって将来をも直視する真の企業家であり、当時すでに彼らの目標は管理会計の視点に立っていたことを高く評価するのである<sup>(7)</sup>。

ケーファーの未来指向的貸借対照表論は、管理会計の視点を重要視し、割引計算へも論及しつつも貸借対照表の未来指向的な解釈に重点をおくものである。もとより、その後のさまざまな未来指向的会計理論においても、たんに将来的価値に基づいて貸借対照表を作成するだけでなく、その根底にある貸借対照表の未来指向的な解釈が重要であると考えられる。かかる観点からは、ケーファーの指摘するように、未来指向的会計理論の萌芽は、15世紀におけるイタリア商人の複式簿記における未来指向的な解釈にすでに見いだされることとなる。

ザイヒトは、貸借対照表において将来の収支に関する計算を認識せしめる初期の手がかりとして、19世紀のドイツにおける鉄道会社の定款をあげていることはすでに述べた。たとえば、1863年に設立された東プロイセン南部鉄道会社（Ostpreußische Südbahn-Gesellschaft）の定款第26条には、次のような規定が含まれる<sup>(8)</sup>。

「貸借対照表においては、当該年度のすべての収入はその現金額にしたが

(6) *Ebenda*, S. 37.

(7) *Ebenda*, S. 38.

(8) Seicht, *a. a. O.*, S. 513. Vgl., R. Passow, *Die Bilanzen der privaten und öffentlichen Unternehmungen*, Bd. I, 3. Aufl., Leipzig-Berlin, 1921, S. 60.

い、未回収金 (Ausstände) ある場合はその名目額にしたがい、しかしそれが不確実であるならば支配人による良心的な査定 (gewissenhafter Schätzung) にしたがひ、手持ちの建築資材および在庫品は原価額で、そして価値減少が生じた場合はこれを考慮して、積極側が評価される。これに対して、消極側は、年度の経過につれて発生し、かつまた準備基金あるいは更新基金 (Reserve-oder Erneuerungsfonds) から支弁され得ないすべての支出が、おそらく年度末に残っている未払額 (Rückstände) とともに、評価されることとなる。」

鉄道会社の定款においては、しばしば貸借対照表との関係において「予算 (Etats)」の作成が言及される。しかし、このことは、貸借対照表に経過性を指向する実際計算をみようとする動的会計観に立つ文献によって、鋭く批判され、さらに財産目録と収入支出計算との混同がみられるという指摘がなされることとなる<sup>(9)</sup>。

ザイヒトにしたがえば、帝国上級商事裁判所 (Reichsoberhandelsgerichts, ROHG) の1873年12月3日の判例により、貸借対照表の未来関連性 (Zukunftsbezogenheit) が確認され、同時に収益価値に基づく評価への道が拓かれたとされる。その判決理由の重要な個所は次のような内容である。

「貸借対照表には、すべての積極及び消極が擬制的・瞬間的 (一筆者補足) ・一般的に換金されるという理念が根底にある。その場合に実際には、事業の清算ではなくむしろ事業の継続が考慮されるということから出発せねばならない。かつまた、それゆえに、その個々の価値の計算と決定にあたり、同一物についての清算がなされる場合のまさにその影響は無視されうるということから出発せねばならない。」<sup>(10)</sup>

この場合に、価値評価としては、1861年の一般商法典 (Allgemeine deutschen Handelsgesetzbuch, AHGB) 第31条の解釈から、「一般的取引価

---

(9) Seicht, a. a. O., S. 513.

値（一般的交換価値， *allgemeine Verkehrswert*）」が要求される。ザイヒトによれば、この一般的取引価値は、とりわけ一般に期待される収益に依存するので、ここに収益価値に依存する貸借対照表評価がなされることとなる。この場合、将来満期となる債権及び債務の割引が明らかに要求されることとなる。かくて、ザイヒトによれば、1873年の帝国上級商事裁判所の判決において要求される「現在の価値 (*gegenwärtige Wert*)」は、リーガー (*W. Rieger*) の「今日的価値 (*der heutigen Wert*)」と非常によく似ているとされる<sup>(11)</sup>。

ところで、フリーリックス (*W. Freericks*) は、次のように述べている。「19世紀の開始とともに、貸借対照表法についてはフランス商法典に言及されなければならない。そこでは、年度財産目録の作成が要求されているが、貸借対照表表示規定及び評価規定は存しない。フランス商法典は商業条例を模範としており、また、19世紀中葉におけるドイツ商法立法の範例となって

(10) *Ebenda*, S. 514. *Entscheidungen des ROHG*, Bd. XII, S. 18. ザイヒトの引用には、「瞬間的」という言葉が欠落しており、これを補足した。この判決については、次の文献等にも部分的に紹介されている。E. Schmalenbach, *Dynamische Bilanz*, 4A. Aufl., Leipzig, 1926, S. 372. A. Moxter, *Bilanzlehre*, 2A. Aufl., Wiesbaden, 1976, S. 217f. Derselbe, *Bilanztheorie, statische*, in: E. Kosiol et al ( hrsg. ), *Handwörterbuch des Rechnungswesens*, 2. Aufl., Poeschel, 1981, S. 295. 興津裕康著『貸借対照表論の研究』森山書店, 1984年57-58頁。土方久著『近代会計の基礎理論——ディナミッシェ・ Bilanz の研究——<増訂版>』森山書店, 1986年, 79-80頁。安藤英義著『商法会計制度論—商法会計制度の系統のおよび歴史的研究—』国元書房, 1985年, 76-77頁。また、次の論文には、この判決の訳及び原文が納められている。土方久稿「ディナミッシェ・ Bilanz の研究——貸借対照表価値論争の出発点について——」『西南学院大学商学論集』第33巻第1号, 1986年。

(11) Seicht, *a. a. O.*, S. 514. W. Rieger, *Einführung in die Privatwirtschaftslehre*, Nürnberg, 1928, S. 213. ザイヒトは、これに関して、バルト (*K. Barth*) の見解を引用している。 *Ebenda*, S. 514f. Vgl., K. Barth, *Die Entwicklung des deutschen Bilanzrechts, und der auf ihm beruhenden Bilanzauffassungen* Bd. I, *Handelsrechtlich*, Stuttgart 1953, S. 140. バルトのこの所説に関しては、安藤英義教授も検討しておられる。安藤著, 前掲書, 79-81頁。

いる。』<sup>(12)</sup>すなわち、シュマーレンバッハ (E. Schmalenbach) が言うように、「1857年にニュールンベルグに集会した一般商法典の起草者達もフランス商法典の範例を守ったのである。』<sup>(13)</sup>

しかも、帝国上級商事裁判所の1873年の判決と、そこに織り込まれた一般商法典第31条との解釈に関しては、多様な理解が示されている。興津裕康教授は、モックスター (A. Moxter) に依拠して、静的論 (Statik) とくに「法的・静的貸借対照表論の中心課題としての評価論は、1873年の帝国上級商事裁判所の判決を契機として展開されることになった」と述べておられる<sup>(14)</sup>。

この帝国上級商事裁判所の1873年の判決をその前段部分を中心にもう少し詳しくみれば次のようである<sup>(15)</sup>。まず、「商人の貸借対照表は、ある一定時点における財産在高の一覧と確定をもたらし、それと同時に異なる時点に作成された貸借対照表の比較により、その時点間における営業活動の結果をも入手せしめるという目的をもつ。これにより、財産を構成する個々のすべての積極及び消極項目は、貸借対照表が作成されるその時点において、それがもつ現在の価値で貸借対照表に記載されねばならない。」ここには、なによりも財産計算目的の下に、財産状態の表示を目的とする貸借対照表つまり静的貸借対照表ないし財産貸借対照表が取り上げられる。したがって、営業活動の結果の入手に関しては、財産法による利益計算 (純財産増加高の計算) が示唆されているとみられる<sup>(16)</sup>。

その判決は、これに続いて一般的価値尺度 (Wertmesser) として貨幣及び

(12) W. Freericks, *Bilanzierungsfähigkeit und Bilanzierungspflicht in Handels- und Steuerbilanz*, Köln, 1976, S. 42. 大阪産業大学会計研究室訳『現代の会計制度・第一巻商法編』森山書店, 1986年, 52頁。

(13) E. Schmalenbach, *Dynamische Bilanz*, 13Aufl., Köln und Opladen, 1962, S. 19. 土岐政蔵訳『十二版・動的貸借対照表論』森山書店, 1959年, 55頁参照。

(14) 興津著, 前掲書, 57-58頁。Moxter, *Bilanzlehre, a. a. O.*, S. 217f.

(15) Schmalenbach, *a. a. O.*, S. 372. *Entscheidungen des ROHG, a. a. O.*, S. 17f.

(16) 興津著, 前掲書, 59頁。

貨幣通貨 (Geldwahrung) のみが基礎におかれ得ることや、債権・債務の現在の価値による評価について言及している。そして、「貸借対照表にとって基準となるものとして決定されるべき現在の価値」に関して、「恣意的で主観的な見積りやあるいは単純な思惑 (bloe Spekulation) に基づく価値評価に對立する一般的取引価値が理解されねばならない」とされる。「というのは、貸借対照表は、実際の財産状態の客観的な真実に相応すべきであるからである。そこからは、市場価格ないし相場価格をもつ財産部分 (積極あるいは消極) は、通常、ここから明らかとなる価値で貸借対照表に記載されねばならないし、これに對し、その他の財産部分に関してはその他の方法で、その客観的な価値が算定されねばならないということとなる。」<sup>(17)</sup>

ところで、叙上の「現在の価値」は、1861年一般商法典第31条の「財産目録及び貸借対照表の作成にあたっては、すべての財産及び債務は、その作成時点にこれに附すべき価値にしたがって評価されねばならない (nach dem Werte anzusetzen, welcher ihnen zur Zeit der Aufnahme beizulegen ist)」という規定における「これに附すべき価値」に相応するものとみられる<sup>(18)</sup>。そして、この一般商法典の規定と1873年の帝国上級商事裁判所判決とからは、「これに附すべき価値」ないし「現在の価値」をめぐって、「一般的取引価値」、「現在の客観的な価値」さらには前述のような「換金価値」にしても「営業の継続を考慮した価値」というものの解釈をめぐってさまざまな見方が出て来ることとなる<sup>(19)</sup>。

たとえば、フレーリックスにしたがえば、一般商法典では、「提出された諸草案と審理結果との妥協」として、記帳義務、貸借対照表表示義務、貸借対照表作成時点における価値での評価が規定されている。評価基準は、時価で

(17) Schmalenbach, *a. a. O.*, S. 372. Entscheidungen des ROHG, *a. a. O.*, S. 18.

(18) 興津著, 前掲書, 59頁。安藤著, 前掲書, 69頁。土方著, 前掲書, 57頁。Seicht, *a. a. O.*, S. 514. Schmalenbach, *a. a. O.*, S. 372.

(19) これに関しては、次著等参照。興津著, 前掲書, 59頁。土方著, 前掲書, 80-81頁。

はなく、現在の価値が用いられた。「現在価値は、恣意的、主観的判断に基づく価値の反対概念と解釈」される。そこで、商品は、「より高い時価ではなく、より低い購入価格」が、また「固定資産の場合には、営業を継続した場合の経済価値が考慮されねばならなかった」とされる<sup>(20)</sup>。しかるに、一般商法典第31条における（これに附すべき）「価値」という文言および帝国上級商事裁判所の判決における「一般的取引価値」という文言は、「前後関係を考慮することなしに孤立的に考察された。」その結論は、逆に評価は時価でおこなわれねばならないという見解が支配的になった、とされる<sup>(21)</sup>。

かくして、土方久教授が言われるように、「われわれは、帝国上級商事裁判所の判決内容を吟味するかぎり、評価について、売却価値を基準と看做すか、それとも、個別価値であるのか全体価値であるのか、あるいは、取得原価を基準と看做すのか、首尾一貫していないことを伺い知ることができ。」<sup>(22)</sup>したがって、ザイヒトが主張するごとく、「現在の価値」に基づく価値評価に関して、収益価値依存的な価値評価の可能性とリーガーの「今日的価値」との近似性を見いだすことも可能である。これは、とくに1888年のプロイセン上級行政裁判所（das preußische Oberverwaltungsgerichts, das preußische OVG）の判例により鉱業会計において認められた収益価値依存的な減価償却計算とも適合するものとみられるであろう<sup>(23)</sup>。

他方、ザイヒトにしたがえば、1873年の帝国上級商事裁判所の判例からもたらされた評価論的な帰結に基づいて、後にシェフラー（H. Scheffler）、ジモン（H. Simon）、シュタウプ（H. Staub）といった主観価値論者は、貸借対

(20) Freericks, *a. a. O.*, S. 44. 訳書53頁。なお、「評価は、『恣意的、主観的な判断あるいは投機だけに帰せしめられるべき価値見積とは反対に』一般的取引価値と解釈される現在価値で行なわれるべきであって、時価での評価は許されなかった。時価よりも低い価値が慎重の原則および堅実性原則に沿うものであった。」*Ebenda*, S. 45. 訳書53頁。

(21) *Ebenda*, S. 45. 訳書53-54頁。

(22) 土方著、前掲書、83頁。

(23) Seicht, *a. a. O.*, S. 515. *Entscheidung Ie 75/88 des I. Senats, Bd. XV II*, S. 128ff.



照表評価論を展開している。その場合に彼らは、その具体的な評価規定に対して、むしろ取得価値原則 (Anschaffungswertprinzip) つまり取得原価主義を広く支持することとなる<sup>(24)</sup>。

### 3. 鉱業会計における減価償却計算

ボルコフスキー (R. Borkowsky) によれば、「プロイセン上級行政裁判所は、1888年に、掘り尽くされていない、なお地底に眠っている鉱脈をその時々々の時価で評価することを主張した。将来産出が予想される採掘量は、年金計算の方法を用いれば現金価値に換算されるはずであるとしたのである。」<sup>(25)</sup>そこには、未来指向的会計観とくに割引計算を中心とする資本理論的貸借対照表観を見いだすことができる。

ザイヒトにしたがえば、資本理論的貸借対照表観のより一層の発展は、1888年のプロイセン上級行政裁判所の判例に基づく、その後の鉱山法上の会社 (bergrechtliche Gewerkschaften) における減価償却計算に見いだされる。当時、1851年のプロイセン所得税法 (das preußische EStG) は、第30条において税額査定時での現実の価値 (wirkliche Wert) による減価償却が算定されねばならないことを規定していた<sup>(26)</sup>。

1884年の株式法 (Aktengesetz) 改正では、貸借対照表法が改正の要点となった<sup>(27)</sup>。そこでは、取得価値原則及びこれにともなう取得価値の減価償却が、株式会社にに関してのみ根拠を与えられた。このため鉱山法上の会社の場合、いかなる形で資産減耗 (Substanzverringerung) に対する減価償却を算

(24) Seicht, a. a. O., S. 514f.

(25) 松尾憲橋・鈴木義夫共訳『R. ボルコフスキー著・ドイツ会計学説史』森山書店、1981年、12頁。 R. Borkowsky, *Die Bilanztheorien und ihre wirtschaftlichen Grundlagen*, Zürich, 1946.

(26) Seicht, a. a. O., S. 515.

(27) Freericks, a. a. O., S. 48. 訳書55頁。

定するかという問題が生じたのである<sup>(28)</sup>。

原則として、かかる減価償却は、自己資本の回収 (zurückfließendes Eigenkapital) として非課税であり、したがって費用として計算されるべきである。この問題を明確化する目的で、プロイセン上級行政裁判所は、1888年12月19日の判例によって、いわゆる「プロイセン利子公式 (preußische Rentenformel)」を展開した。

それによれば、資産損耗 (Substanzverlust) のための毎期の減価償却は、次式によって見積られる<sup>(29)</sup>。

$$A = \frac{1}{n} \left( G - \frac{C \cdot \%}{100} \right) \cdot \frac{Z^n - 1}{Z^n (Z - 1)}$$

ここで、A = 減価償却費割当額、n = 鉱山が完全に涸渇するまでの会計年度数、G = その会計年度の利益、C = 鉱山への全体投資額 (原価)、% = 計算利子率、 $(Z^n - 1) / Z^n (Z - 1)$  = 利子係数

1891年の所得税法は、資産減耗に対する減価償却に関してなんらの規定も含まなかったが、それは大蔵大臣によって認可されていた。それゆえ、プロイセン利子公式は、鉱山法上の会社により依然利用可能であった。そして、1907年1月31日の上級行政裁判所の判決により修正がなされた。これは、商法典 (HGB) 第39条及び第40条の規定における指示に従うものであった<sup>(30)</sup>。

商法典第39条及び第40条の規定に従えば、損益計算期間における期首と期末の価値が相互に比較され、この両者の価値の差額として減価償却が算定されねばならない。したがって、減価償却は、その期に採鉱された資産の現在価値に一致し、全体として採鉱の見込まれる資産の現在価値の直線部分 (均等配分額) ではないとされる<sup>(31)</sup>。

1909年3月3日の上級行政裁判所の判決によってその状況は変化する。そ

---

(28) Seicht, a. a. O., S. 515. 1884年株式法改正に関しては、次著に詳しい。土方著、前掲書、125-126頁。

の判例により、帳簿記録をもたない鉱山会社のみが、1888年（ないし1907年修正の）プロイセン利子公式に基づく資産減価償却を行ってよいこととなった。帳簿記録を行っている鉱山会社は、実際の共通価値（客観的な取引価

- (29) Seicht, *a. a. O.*, S. 515. Entscheidung Ie 75/88 des I. Senats, Bd. XV II, S. 128ff. Vgl., F. Gork, Artikel, "Abbau-Konto im Bergwerksbetriebe", in: *Buchhaltungs-Lexikon*, Bd. I, 2. Aufl., hrsg. v. R. Stern, Wien-Berlin-Leipzig, 1917, S. 11. 「プロイセン利子公式」の「Rentenformel」という言葉は、「地代公式」とも「年金公式」とも訳出可能である。この公式の利子係数は、利子率を  $i$  で示せば、次のように整理される。

$$\frac{(1+i)^n - 1}{(1+i)^n (1+i-1)} = \left\{ \frac{(1+i)^n \cdot i}{(1+i)^n - 1} \right\}^{-1}$$

なお、ここで、

$$(1+i)^n \cdot i / \{(1+i)^n - 1\} = K$$

とすれば、 $K$ は、資本回収係数あるいは年金係数、償還係数とも呼ばれる。前掲拙著、109頁参照。またこの $K$ 式は年金法において用いられている。ちなみに年金法によれば、減価償却費 $A$ は、次の式で示される（ $S$ =残存価額）。

$$A = \frac{(C-S) \cdot i}{(1+i)^n - 1} + C \cdot i = \frac{C \cdot i (1+i)^n - S \cdot i}{(1+i)^n - 1}$$

これを係数 $K$ を含むように式を変形すれば次のようになる。

$$A = (C-S)K + S \cdot i$$

この係数 $K$ を用いれば、プロイセン利子公式は、資本回収係数の下での利子控除後純利益 $E$ （ $=G-C \cdot \% / 100$ ）の割引現在価値たる収益価値の均等割当額として減価償却を算定するものといえることができる。すなわち、

$$\text{減価償却費} = \frac{\text{営業開始時の収益価値}}{\text{営業年数}} = \frac{1}{n} \cdot E \cdot K^{-1}$$

として示される。また、ハイナ（F. Heina）に従えば、このような収益価値に基づく減価償却計算としては、次の2つの方法も考えられる。

$$\text{減価償却費} = \text{残存資産の収益価値} / \text{残存営業年数}$$

$$\text{減価償却費} = \text{年度初の収益価値} - \text{年度末の収益価値}$$

F. Heina, Die Bewertung der Anlagen in Bergbaubilanzen einschließ lich der steuerlichen Behandlung der Substanzverringerung, *ZfhF*, 1925, S. 108, S. 110f. Seicht, *a. a. O.*, S. 518.

- (30) Seicht, *a. a. O.*, S. 516. Entscheidung VI. A, 11/06 des VI. Senats.

- (31) *Ebenda*, S. 516. ドイツ一般商法典は1897年に改正された。ドイツ商法典（HGB）がこれである。この商法典の意義及び第39条および第40条に関しては、土方著前掲書、84-85頁、128-129頁参照。

額, objectiver Verkehrswert) による貸借対照表の作成が求められる。その場合に、期首及び期末の全体的な価値差額は、減価償却額として処理されるか、あるいは価格や期間利益が増加する場合には増価記帳 (Zuschreibung) がなされる<sup>(32)</sup>。

高い利益がもたらされる「好調」の年度には、収益価値は増加し (期首収益価値<期末収益価値)、それとともに減価償却費の代わりに増価記帳がなされる。これに対し、「不調」の年度には、収益価値は減少し、減価償却費が計上されることとなる。このような減価償却に対し、とくにドイツ商業会議所 (Handelskammern) は反対した。貸借対照表において、なんら確実性をもたないで変動する年度利子の大きさに基づいて算定された価値を資産に導入することは、正規の商人の慣習に反するとみられるからである<sup>(33)</sup>。

ウィルモウスキー (B. von Wilimowski) は、「減価償却」に関する論文 (1891年) のなかで、1891年所得税法において依然収益価値依存的な (複利計算による) 減価償却計算が認められていた鉱山法上の会社についても、歴史的な取得価額が資産減価償却の基礎におかれるべきであることを主張した<sup>(34)</sup>。取得価値による減価償却は、株式法に基づき商事貸借対照表が税務貸借対照表に対し基準性 (Maß geblichkeit) を有する株式会社についてののみ有効であった。1921年3月24日の所得税法の改正によってはじめて、まったく一般的に取得価値原則が税法上の利益算定に関して権威づけられたのであ

(32) *Ebenda*, S. 516f. Entscheidung V. A, 5/08 des V. Senats, Bd. 14, S. 266ff. 1911年5月31日の上級行政裁判所の認識は、たとえば次のように述べられている。「景気がよい場合には、その売却価値は上昇し、ひいては営業の継続の仮定の下における売却価値と一致する商法典第40条に基づいて見積られた価額もまた上昇する。このことから、一貫して、景気の上昇する年度において、鉱山会社は鉱物の実体価値をそれに相応して高く見積ることが義務づけられるという、負担の多い結論が示される。これは、税法に対しても有効性を有する商法典の規定思考とも合致するところである。」 *Ebenda*, S. 517. (Zit. n. R. Stern: Arkitel "Abbau, Substanzwert", *Buchhaltungs-Lexikon*, Bd. I, 2 Aufl., Wien-Leipzig-Berlin, 1917, S. 15.)

(33) Seicht, *a. a. O.*, S. 517.

る<sup>(35)</sup>。

ザイヒトにしたがえば、収益価値を指向した貸借対照表評価規定は、かつてのオーストリア保険条例 (Versicherungsregulativ) や1925年のオーストリア金貨貸借対照表法 (Goldbilanzgesetz) に見いだされる<sup>(36)</sup>。さらに、シュマーレンバッハもまた、森林資源の評価に関して森林地代 (Waldrente) の複利による割引について言及している<sup>(37)</sup>。

#### 4. 動態論者による収益価値批判

ザイヒトは、より古い資本理論的貸借対照表観に対する批判をなした動態論者 (Dynamiker) として、とくにウィルモウスキー、フィッシャー (R. Fischer), パッソウ (R. Passow), シュマーレンバッハ, アンゲルバーガー (F. Angelberger), コジオール (E. Kosiol) 等の名をあげている。その場合、これらの論者はすべて、次のような信念から出発する。すなわち、収益資本化 (Ertragskapitalisierung) の基礎となるべき期間成果は、経過性を指向した慣習的な損益計算からのみ導き出される。それとともに、当然、収益価値依存的な貸借対照表評価については、悪循環 (ein circulus vitiosus) が生じるに違いないということである<sup>(38)</sup>。

(34) *Ebenda*, S. 517. B. Von Wilmski, Die Abschreibungen für Abnutzung von Gebäuden, Maschinen, Betriebsgerätschaften usw., sowie den Verbrauch der Substanz der Mineralmasse eines Bergwerks nach den Bestimmungen des Einkommensteuergesetzes vom 24. Juni 1891, Verwaltungsarchiv, Jg. 3, 1895, S. 366ff., insbes. S. 381ff. 浅羽二郎訳稿, 「v. ウィルモウスキー『減価償却論』『同志社商学』第10巻第1号, 1958年, 50頁-69頁, とくに67-69頁参照。なお、この論文の名称は「1891年6月24日の所得税法の規定による建物、機械、設備等の費消ならびに鉱山の鉱物資産の費消に関する減価償却」である。この論文にはまた、生産高比例法に関する叙述もみられる。 von Wilmski, a. a. O., S. 382. 訳稿68頁。

(35) Seicht, a. a. O., S. 517.

(36) *Ebenda*, S. 523.

(37) *Ebenda*, S. 523. E. Schmalenbach, *Dynamische Bilanz*, 4Auffl., Leipzig 1926, S. 53f.

彼らの批判は、慣習的な損益計算によって算定された利益がさらに割引かれる（資本化される）ことによって資産価値（収益価値）が算定され、この資産価値に基づいて利益が再び算定されることに置かれる<sup>(39)</sup>。それは、利益の割引に基づいて利益を算定するという同語反復ないし悪循環に陥ることを意味する。したがって、そこでは、ザイヒトが指摘するように、「資産」「負債」及び「自己資本」を将来の収入及び支出の割引から導き出し、期間利益をその純収入の割引価値たる収益価値についての利子として定義する可能性にはまだ思い至っていないのである<sup>(40)</sup>。

シュマーレンバッハは、収益価値計算について次のように述べている<sup>(41)</sup>。「われわれの推論になんら影響することなく、特殊性を排除するために利子率を一定であると仮定すれば、利益を  $G_1, G_2, G_3, G_4 \dots, G_n$ , 処分収入 (Erlöse) を  $E$ , 利子率を  $Z\%$  とした場合の企業の価値は次のようになる。

$$\frac{G_1}{1.0Z} + \frac{G_2}{1.0Z^2} + \frac{G_3}{1.0Z^3} + \frac{G_4}{1.0Z^4} + \dots + \frac{G_n}{1.0Z^n} + \frac{E}{1.0Z^n}$$

1年経過後に、第1年度の利益がなおそのまま留保されていると仮定すれば、経営において結合された資産量 (Vermögensmasse) の価値は次のようになる。

$$G_1 + \frac{G_2}{1.0Z} + \frac{G_3}{1.0Z^2} + \frac{G_4}{1.0Z^3} + \dots + \frac{G_n}{1.0Z^{n-1}} + \frac{E}{1.0Z^{n-1}}$$

ないしは、

(38) Seicht, *a. a. O.*, S. 524.

(39) これに関して、ザイヒトはとくにフィッシャーの所説を多く引用している。Vgl., *ebenda*, S. 524f. R. Fischer, *Über die Grundlagen der Bilanzwerte*, Leipzig, 1909, S. 30, S. 33.

(40) Seicht, *a. a. O.*, S. 524.

(41) *Ebenda*, S. 525f. Schmalenbach, *a. a. O.*, (4Aufl.), S. 101. 土岐政蔵識『動的貸借対照表論』森山書店, 1950年, 85-86頁参照。

$$1.0Z \left( \frac{G_1}{1.0Z} + \frac{G_2}{1.0Z^2} + \frac{G_3}{1.0Z^3} + \frac{G_4}{1.0Z^4} + \dots + \frac{G_n}{1.0Z^n} + \frac{E}{1.0Z^n} \right)$$

カッコ内の内容をSで表せば、第1年度初の価値はS、第2年度初の価値は、 $1.0Z S$ となる。この両方の価値を差し引くことによって得られる利益は、(資本の追加及び引出しを無視すれば)次のように示される。

$$1.0Z S - S = S Z / 100$$

この両資産の差額は、1年間におけるその資産の利子と等しくなる。このような方法によって、利益が計算されないことは、なんら一層の説明を要しない。資産の算定のために、利益がわかっていることが必要であるとすれば、われわれはその資産の差から利益を計算することはできないということをまったく無視している。」

ザイヒトにしたがえば、このことからシュマーレンバッハは、心情的には、期間成果を将来計算から規定しようとしたが、危惧される悪循環に陥らないようにするために、貸借対照表論的あるいはより適切に言えば損益計算論的な配慮からこれを断念せざるを得なかったとみられるのである<sup>(42)</sup>。さらに、シュマーレンバッハは、不確実性の観点から(発生主義に基づく)給付の算定を放棄する。しかるに、もし不確実性が克服できるなら、利益計算においてこのような給付の考慮が必要であることを主張している<sup>(43)</sup>。したがって、経過性を重んじるシュマーレンバッハにあっても、悪循環を免れ、かつ不確実性が回避されるなら、このような収益価値計算にみられるような未来指向的な計算もまた容認されうることが期待されるのである<sup>(44)</sup>。

ザイヒトは、さらに、時価主義貸借対照表に関するワルプの批判、収益依存的計算価値に関するアンゲルバーガーの批判及び部分価値に関するコジ

(42) Seicht, a. a. O., S. 526.

(43) *Ebenda*, S. 526f. Schmalenbach, a. a. O., (4Aufl.), S. 124. 訳書122頁。拙著『現代会計の基礎—発生主義会計の展開と情報開示—』中央経済社, 1989年, 17-18頁。

(44) Seicht, a. a. O., S. 525, S. 527.

オール批判にそれぞれみられる収益価値批判について取り上げている。これらは、いずれも収益価値計算にみられる悪循環を批判するものである。したがって、収益価値の算定にあたり、将来利益ではなく、将来収支の流れの割引による方法を考慮に入れるなら、悪循環を根拠とする彼らの批判はその資格を失うこととなるとされるのである<sup>(45)</sup>。

## 5. 動態論への移行——結びにかえて——

以上みてきたように、未来指向的会計理論を基礎づける未来指向的会計観は、古く15世紀中世イタリア商人の簿記や16世紀のドイツ語簿記書における勘定観ないし借方・貸方観にまで遡ることができる。とはいえ、近代会計における未来指向的会計観の萌芽は、ザイヒトにしたがえば、19世紀の鉄道会社の定款に見いだされる。また、未来指向的会計理論わけても資本理論的貸借対照表論の源流ともいうべき収益価値思考は、1873年の帝国上級商事裁判所の判決や1888年のプロイセン上級行政裁判所の判決にうかがうことができる。当時の鉱山業においては、プロイセン利子公式に基づき収益価値依存的な減価償却計算が認められていたのである。

しかるに、その後、1884年の株式法改正を経て、1921年の所得税法改正により、(鉱山業を含めて) 広く取得原価主義とこれに基づく減価償却が求められるようになる。しかも、この間、ウィルモウスキーやシュマーレンバッハにより取得原価主義に基礎をおく動態論が支配的地位を占めるようになる。結局のところ、1920年代以降は動態論の時代といって差し支えないであ

---

(45) *Ebenda*, S. 537f. Vgl., E. Walb, *Die Erfolgsrechnung privater und öffentlichen Betriebe*, Berlin-Wien, 1926, S. 381. 戸田博之訳『E. ワルブ損益計算論(下巻)』千倉書房, 1984年, 203頁参照。Vgl., F. Angelberger, *Das Problem des Kalkulationswertes vom Standpunkt der ökonomischen Theorie*, *ZfhF*, 1927, S. 172f. Vgl., E. Kosiol, *Bilanzreform und Einheitsbilanz*, Reichenberg-Leipzig-Wien, 1944, S. 81.



らう。

現代会計は、その目的を中心にみれば、財産計算目的から損益計算目的へ、そこからさらに情報提供目的へと発展を遂げてきた。これを基礎理論ないし基本的仮定についてみれば、静態論から動態論へ、そこからさらに情報論へと大きく発展してきたとみられる。しかし、これまでみてきたように、財産計算目的（静態論）から損益計算目的（動態論）への変遷の過程において、とくに鉱山業を中心に、収益価値計算ないし収益価値依存的な貸借対照表評価が認められていたことが明らかとなった。そして、動態論の始祖をなすとされるウィルモウスキーが、その「減価償却」に関する論文において、取得原価主義に基づく減価償却の方法を、収益価値依存的計算が認められている鉱山業にまで適用することに大いなる努力を傾注していることは注目にあたいする。

換言すれば、財産計算目的ないし静態論中心の時代にすでに収益価値依存的な貸借対照表観ないし資本理論的貸借対照表観が存在し、しかもこれの克服を通じて動態論及び取得原価主義が広く浸透するに至ったとみることができるであろう。したがって、未来指向的会計観は、複式簿記の端緒においてだけでなく、財産計算目的（静態論）の時代においても存在し、しかも損益計算目的（動態論）への移行にあたっては、とりわけ収益価値依存的な（資本理論的）貸借対照表観の克服が重要な課題となったとみられることもできるであろう。